

令和6年2月1日

厚生労働大臣
武見 敬三 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国ホームヘルパー協議会
会 長 田 尻 亨

日本ホームヘルパー協会
会 長 境野 みね子

令和6年度報酬改定における改定事項について

在宅ケアの最前線と最後の砦を担うホームヘルパーは、深刻な人材不足の中でも、日々利用者の重度化防止、自立支援に向けたサービスを継続しています。そのような中、今回の報酬改定において、基本報酬の引き下げがなされました。

誠に遺憾であり、訪問介護の現場従事者を代表して強く抗議します。

訪問介護の現場では、サービス提供以外においても、ホームヘルパーの定期的な訪問の中で、利用者の特殊詐欺の未然防止や消費被害の早期発見、災害を想定した平時からの声掛けなど、利用者の生活に寄り添いながら、地域における防犯、防災についても日々取り組んでいるところです。しかしながら、すでに、人材不足と従事者の高齢化、人件費の高騰、物価高騰等により、閉鎖や倒産する事業所が増加しています。他サービスの基本報酬の引き上げが行われる中、もともと報酬単位が小さい訪問介護系サービスのみが引き下げられたことは、私たちの誇りを傷つけ、更なる人材不足を招くことは明らかで、このような改定は断じて許されるものではありません。このままでは、訪問介護サービスが受けられない地域が広がりかねません。

地域包括ケアシステムを深化させ、すべての国民が「住み慣れた地域で安心して日常生活を続けられる」という我が国が目指す姿とは全く正反対な今回の改定は極めて遺憾であり、訪問介護の現場従事者を代表して強く抗議します。

以上